

吉井中学校いじめ防止基本方針

《いじめ防止基本方針の意義》

いじめ防止対策推進法制定の意義や国のいじめ防止などの基本的な方針、さらに、福岡県いじめ防止基本方針、うきは市いじめ防止基本方針を参考に、法を踏まえた対策が、総合的かつ効果的に推進されるようにするために、「吉井中学校いじめ防止基本方針」を策定することで、いじめ問題への取組の一層の強化を図ります。

また、いじめは、「いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある」との認識に立ち、本校におけるいじめ防止のための基本方針を定め、いじめを「未然防止」し、「早期発見・早期対応」に努めます。

《いじめの定義》

この基本方針において「いじめ」とは、「当該児童生徒が在籍する学校の在籍している等当該児童生徒等と一定の人間関係にある他の児童生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む)であって、当該行為の対象となった児童生徒等が心身の苦痛を感じているものをいいます。

《いじめに対する基本姿勢》

- (1) 「いじめは、人間として絶対にゆるされない」という強い認識をもつ。
- (2) 「いじめは、どの学校でも、どの子にも起こりうる」という危機意識をもつ。
- (3) 「いじめられている子を、最後まで守り抜く」という信念をもつ。
- (4) 生徒の尊厳を保持するため、学校だけでなく、すべての関係者が連携して、いじめの早期発見・早期対応、いじめの防止に当たる。
- (5) いじめの未然防止に努めるとともに、お互いを支え合う支持的風土づくりに努める。

《いじめの未然防止》

生徒をいじめに向かわせないための未然防止に、全教職員一致協力して取り組みます。そのために、わかる授業づくりや居場所のある学級づくり等の研修を深めると共に、いじめについての共通理解、いじめに向かわない態度・能力の育成、いじめが生まれる背景と指導上の注意の理解を図り、自己有用感や自己肯定感を育み、いじめ防止に努めます。

具体的には、学校の実態に応じて、以下の取組を実施します。

- ・命の大切さを学ぶ道徳の時間の充実を図れるように3-(1)の項目を年間2回以上実施し、重点化を図るようにする。
- ・命を大切にすることを育む体験活動の充実を図れるよう、家庭科における乳幼児ふれあい体験の充実を図る。
- ・いじめをなくす雰囲気をつくるための学級活動を位置づけて、取組の充実を図る。
- ・命の大切さやいじめに関する全校道徳を行う。
- ・人間関係をつくることのできるようピアサポートを位置づけた教育活動を行う。
- ・携帯・スマートフォンの等を使ったいじめの防止に努める。
- ・いじめの防止等のための対策に関して、学期毎に校内研修を実施する。

《いじめの早期発見・早期対応》

日頃から生徒の見守りや信頼関係の構築に努め、生徒が示す変化やサインを見逃さないようアンテナを高く保ち、いじめの早期発見に努めます。いじめのサインは、いじめを受けている生徒、いじめている生徒の両方から出ていることを前提に、生徒を注意深く見守り、軽微なものであっても、本人がいじめられたと感じていれば、まず、いじめがあったという認識のもとに、真摯に対応します。

また、定期的にアンケート調査や教育相談等を実施し、生徒がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組みます。具体的には、学校の実態に応じて以下の取組を実施します。

- ・「いじめの早期発見・早期対応の手引き」を活用した研修を年度当初に実施する。
- ・月1回いじめアンケート等を実施する。
- ・学期毎に教育相談活動を実施する。
- ・相談・通報を受けた時には、いじめという認識のもと、その状況や対応の経緯等について適切な措置を図り、より客観的な事実確認を行い、その結果を速やかに学校長に報告するとともに、「校内いじめ問題対策委員会」を開いて対応を協議する。

《いじめへの対処・重大事態への対応》

いじめの発見・通報を受けた場合は、速やかに組織的に対応します。また、教職員全体の共通理解の下、保護者の協力を得て、学校相互の連携をはじめ、関係機関等と連携し、対処します。

さらに、重大事態が発生した場合は、教育委員会と連携するとともに、事案の性質に応じて適切な専門家等を加えた組織により対処していきます。

具体的には、事態に応じて以下のような取組を実施します。

- ・「校内いじめ問題対策委員会」の月1回の開催
- ・被害生徒の権利利益を擁護するため、区域外通学や別室指導等の対応を図る。
- ・出席停止生徒等の適切な運用を図る。
- ・いじめを行った生徒への指導の徹底及び再発防止の徹底を図る。
- ・学校だけでは対応が困難な事案に対しては、関係機関と連携し、教育委員会の指導のもと、いじめ問題の解決に努める。

[重大事態とは]

- ①いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき（児童生徒が自殺を企図した場合等）
- ②いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき（不登校の定義を踏まえ年間30日を目安とし、一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手）

《学校・家庭・地域と連携した取組》

地域全体で生徒を見守り育てるために、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築し、情報交換と行動連携に努めます。具体的には、学校の実態に応じて以下の取組を実施します。

- ・いじめに特化したリーフレットの家庭への配布や相談窓口の紹介カードの配布
- ・学期毎に、保護者向けのいじめチェックリストの配布
- ・PTAや生徒会と連携した携帯・スマホの問題に関する啓発活動の実施

《組織の設置》

いじめの防止等のための対策を実効的に行うため、管理職、生徒指導、専任補導、担任他関係職員、スクールカウンセラー、青少年健全育成関係者等からなる組織を設置し、定期的な協議を推進します。また、必要に応じて、関係機関と連携しながら取り組みます。

さらに、この基本方針が学校の実情に即し機能しているかを点検し、必要に応じて見直します。

具体的には、学校の実態に応じて以下の取組を実施します。

- ・「校内いじめ問題対策委員会」を定期的実施し、無記名アンケート等に基づいた協議を行う。
- ・「校内いじめ問題対策委員会」において、基本方針の実施状況の評価・点検を実施し、取組の改善を図る。